

海南病院通院支援タクシー 笹之郷（北）停留所の一時移設について

図1 記載区間において工事による通行止めが発生するため、期間中は図2 記載の場所まで乗降地点を一時移設しています。

- 停留所名 笹之郷（北）
- 移設期間 令和4年11月1日～令和5年3月31日
- 停留所住所 （移設前）海部郡飛島村大字服岡五丁目道路上  
（移設後）海部郡飛島村大字服岡五丁目4-1
- 変更理由 停留所設置場所が周辺工事により通行止めになるため。

図1



図 2

